

長野県住生活基本計画の変更について

建設部建築住宅課

1 趣 旨

現行の長野県住生活基本計画について、計画期間の前期5年が経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の変更を踏まえて、見直しを行う。

住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）

第3章 住生活基本計画

（全国計画）

第15条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

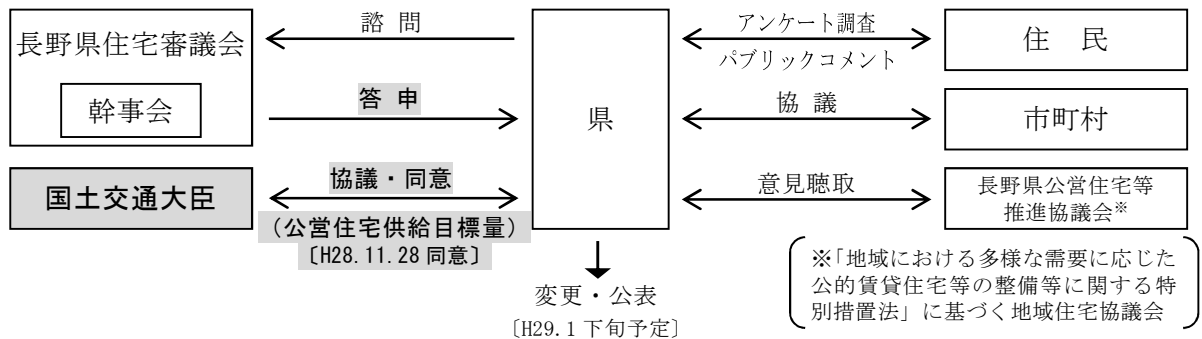
（都道府県計画）

第17条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 経 過

	住生活基本計画（全国計画）	長野県住生活基本計画	計画期間
策 定	平成18年9月	平成19年3月	平成18～27年度
変 更	平成23年3月	平成24年2月	平成23～32年度
変 更	平成28年3月	今回変更	平成28～37年度

3 策定体制



4 スケジュール

	平成27年度		平成28年度				
	6/16	2/10	5/12	8/4	10/20	12/16	1月
住宅審議会	アンケート項目検討	アンケート結果報告 統計分析・意見交換	諮問・方向性整理	計画素案の検討	計画案の検討	答申案の検討	答申（予定）
幹事会	←必要に応じて開催→						
意見募集・協議	8/31～9/30 ←パブリックコメント→ ←市町村等協議→						
調査等	県民アンケート（12月）						

国 住 政 第 4 1 号 3

平成28年11月28日

長野県知事 阿部 守一 殿

国土交通大臣 石井 啓一



長野県の区域内の公営住宅の供給の目標量の変更について(同意)

平成28年11月10日付け28建住公第130号にて協議のあった標記について、住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第8項において準用する同条第4項の規定により、同意する。